



2025 MSC あきたスーパースラローム 桃豚 Cup Special

特別規則書

第1条 競技会の定義および組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)のF I A国際モータースポーツ競技規則および、その付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(J A F)の国内競技規則および、その細則に従い準国内格式として開催される。

第2条 競技会の名称

2025 年 JAF 東北ジムカーナ選手権第7戦
2025 年 JMRC 全国オールスター選抜第7戦
2025 年秋田県ジムカーナシリーズ 第5戦
2025MSC あきたスーパースラローム 桃豚 Cup Special

第3条 競技種目

ジムカーナ

第4条 競技の格式

JAF 公認：準国内格式競技(2025-6108)

第5条 開催日

2025 年 9 月 21 日(日)

第6条 競技会開催場所

新協和カートランド(公認No.2025-I-0501)
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川嗽沢 1-2
TEL 018-873-3966

第7条 オーガナイザー

- ・モータースポーツクラブあきた(AKITA)
代表(伊藤 久)
〒010-1422 秋田県秋田市仁井田目長田 2-3-27
TEL 018-839-0834
- ・協和モータースポーツクラブ(KMC)
代表(堀野 仁)
〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川嗽沢 1-2
TEL 018-873-3966

第8条 大会役員

審査委員長 小野 守平(VICIC)
審査委員 立川 敬士(DSCC-A)

第9条 組織委員会

組織委員長 菅原 智志(AKITA)
組織委員 加藤 正美
組織委員 熊谷 修(KMC)

第10条 競技会主要役員

競技長 菅原 智志(AKITA)
副競技長 吉敷 憲幸(奥州 VICIC)
コース委員長 加藤 正道
計時委員長 岡 義久(奥州 VICIC)

技術委員長 佐々木 洋(AKITA)

救急委員長 加藤 正美

事務局長 熊谷 修(KMC)

第11条 参加申込・参加料(費用)・期間

◆参加申込先

申込は原則メールにてお願いします、(書留/FAXも可)

FAX申込の場合は当日、原本をお持ちください。

〒010-0042 秋田県秋田市桜2丁目10-15

熊谷 修

TEL 090-4633-1094 FAX 018-884-1380

HP <https://msc-akita.com>

E-mail kyowamotorsportsclub@gmail.com

大会連絡先 熊谷 修(KMC) 携090-4633-1094

◆振込先

北都銀行 秋田東支店(126) 普 8151454

協和モータースポーツクラブ 会計 熊谷 修

◆参加受付期間

2025 年 9 月 1 日(月)~9 月 13 日(金) 必着

◆参加費用(銀行振込・書留郵便可)

JAF 選手権クラス ¥16,800-

(JMRC 会員以外 ¥17,800)

秋田県シリーズ ¥9,800-

ビギナークラス ¥7,800-

(学生 ¥7,800 割引あり)

※本大会は昼食付(桃豚ケ-リッパ)となります。

※サービスの方の昼食も注文可能です(1食¥900)

※締切超過は3日前を限度とします。その際の延滞金

は1日につき¥1,000-をペナルティとして徴収いたします。

第12条 競技会のタイムスケジュール(予定)

ゲートオープン	6:30
競技参加受付	7:00~7:50
公式車検	7:10~8:00
慣熟歩行	7:30~8:30
開会式・ブリーフィング	8:40~
第1ヒートスタート	9:15~
慣熟歩行	第1ヒート終了後
第2ヒートスタート	慣熟歩行終了後
表彰式	正式結果発表後

第13条 その他の事項

- 1) 公式通知の掲示場所はコントロールタワー周辺
- 2) ドライバーズブリーフィングはコントロールタワー周辺
- 3) ドライバーの服装はスピード競技開催規定に従うこと

第14条 競技の参加制限・クラス成立台数

最大参加台数は原則として制限しないが、クラス成立は3台以上とする。(秋田県シリーズはクラス成立制限なし)

第15条 参加資格

2025年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第13条に従う。

第16条 車両変更

2025年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第17条 信号合図

2025年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第29条に従う。

第18条 参加車両/競技クラス区分

1) JAF 東北ジムカーナ選手権クラス区分

2025年度 JAF 国内競技車両規則に合致した車両で
尚且つ、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条及び第12条に従い尚且つ下記クラス区分とする。

PN1 : 1600cc 未満で前輪駆動のPN車両※2※3

PN2 : 1500cc 未満で後輪駆動のPN車両※2※3

PN3 : 1500cc 以上で2輪駆動のPN車両※2※3

PN4 : PN1・2・3に該当しないPN車両※2※3

SATW-2 : UTQG の TREDWEAR が 280 以上の
タイヤを使用する2輪駆動のSA車両※1

SATW-4 : UTQG の TREDWEAR が 280 以上の
タイヤを使用する4輪駆動のSA車両※1

SATW-AT : UTQG の TREDWEAR が 280 以上の
タイヤを使用する自働変速機付のSA車両※1

BSC-2WD : 前輪駆動ならびに後輪駆動のB・SC車両

BSC-4WD : 4輪駆動のB・SC車両

※1の記号のあるクラスは、以下のタイヤ規制を適用する。UTQG の TREDWEAR が 280 以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤを装着した気筒容積区分なしのPN・AE・SA車両

※2の記号のあるクラスは、2025年度全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則 第2章 第2条 2) を適用する。さらにUTQG の TREAD WEAR200 以上(タイヤの刻印にて確認)のタイヤも適用とする
※3の記号のあるクラスは、FIA/JAF 公認発行年またはJAF 登録年が2007年1月1日以降の車両とする。

2) 秋田県ジムカーナシリーズクラス区分

K クラス 660cc 未満(ターボ・AT 含む)

AT クラス 排気量、駆動方式制限なし

2WD クラス 660cc 以上の2輪駆動の車両

4WD クラス 660cc 以上の4輪駆動の車両

ビギナークラス 参戦・経験 1 年未満

オープンクラス 駆動方式・排気量の制限なし
(ナンバー無し車両に限りスリックタイヤ使用可)

マスターズクラス 年齢満 60 歳以上
(車両はオープンクラスに準ずる)

※使用可能タイヤについて

K クラスからビギナークラスまで市販ラジアルとし、2021 年 12 月 31 日以降で、1 銘柄で単一コンパウンドかつ国内販売が 30 サイズ以上のラインナップを有するタイヤであること。更に、UTQG の TREAD WEAR200 以上のタイヤも適用とする。(タイヤの刻印で確認) 海外タイヤの使用も認める。純正装着タイヤも認める

※全クラス、ライセンスは不要とするが JMRC 東北の共済加入を強く推奨する。

※K〜ビギナーまでのクラスはそのままの状態で車検適合する車両であること。

※オープン〜マスターズまでのクラスはスピード競技規定に基づいた車両(SA-X・SC・D 等)、車検に適合する車両など制限はないが、明らかな違法改造車は当日の車両検査において参加を取り止める場合がある。事前に主催者に問い合わせること。

※仮ナンバーでの移動は不可とし積載車等により搬入すること。また仮ナンバーでの競技参加も認めない。

第19条 順位の設定

当該年の日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第20条 競技会の成立、延期、中止、短縮

当該年の日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

第21条 参加受理

参加の受理 受理書の発送は致しません。当クラブ HP または JMRC 東北の HP 上にて告知する。また不受理もしくは不成立の場合は電話にてその旨通知する。

第22条 一般安全規定

2025年全日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第32条に従う。パドック内において行う行動・作業等は十分安全に留意し、自己の責任で行うこと。

第23条 リタイヤ

リタイヤ後の車両の処置については競技役員の指示を仰ぐこと。

第24条 「再出走」と「同一車両による重複参加」による作業

「再出走」による車両に対する作業内容と「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際の車両に対する作業内容は、以下の通りとする。

ボンネットの開閉、タイヤの清掃(作業用手袋のみ使用可)・空気圧調整、および窓拭きのみとし、その他の作業は一切禁止される。

第25条 計測

スピード競技開催規定第14条に従う。光電管使用、バックアップとして自動計測器または、2個以上のストップウォッチを使用する。

第26条 失格規定

下記の項目に該当する場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

- 1) 競技役員の重要な指示に従わなかった場合。
- 2) 不正行為を行った場合。
- 3) 車両保管中、申告無しに競技車両を持ち出したり修理した場合。

第27条 賞典

■JAF 東北ジムカーナ選手権クラス

- 3台・・・1位のみ表彰・副賞
- 4～5台・・・2位まで表彰・副賞
- 6～7台・・・3位まで表彰・副賞
- 8～9台・・・4位まで表彰・副賞
- 10～11台以上・・・5位まで表彰・副賞
- 12台以上・・・6位まで表彰・副賞

※JAF マルは3位まで

■秋田県シリーズクラス

- 3台・・・1位のみ楯または副賞
- 4～5台・・・2位まで楯または副賞
- 6～7台・・・3位まで楯または副賞
- 8～9台・・・4位まで楯または副賞
- 10～11台以上・・・5位まで楯または副賞
- 12台以上・・・6位まで楯または副賞

第28条 遵守事項

2025年日本ジムカーナ・ダートトライアル選手権規定第33条に従う。

- 1) すべての参加者は明朗かつ公正に行動し、放言を慎み、スポーツマンシップに則りマナーを保たねばならない。
- 2) 競技中または競技に関する業務に就いているときには、薬品等によって精神状態を偽ったり、飲酒してはならない。
- 3) オーガナイザーや大会後援者・競技役員・競技会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 4) すべての競技運転者は、競技会に有効な保険に加入することを強く推奨する。(JMRC共済会可)
- 4) 競技ドライバーは、全員表彰式に出席すること。

第29条 損害の補償

- 1) 参加者・競技運転者は参加車両及び付属品の損害、盗難、紛失等の被害および会場の施設、器物を破損させた場合の補償など、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
- 2) 参加者・競技運転者・サービス員・ゲストはJAFおよびオーガナイザー・大会役員・競技役員・大会雇用人が、一切の損害賠償責任を免除されていることを承認しなければならない。大会役員・競技役員が、その任務遂行に

起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者の負傷、死亡、車両損害に対して一切の損害賠償を負わないものとする。

大会組織委員会

MSCあきた HP



JMRC東北ジムカーナ部会 HP



JMRC秋田 HP

